

新宮町コミュニティ活動災害補償保険 (コミュニティ保険)

この保険は、町民団体（構成員の3分の2以上が新宮町に住所を有するもの）等の公益性のある活動中に起きた事故に対し、町が保険料を負担し、①行事の主催者と参加者の傷害（単なる観覧者や活動を伴わない参加者等は除く。）と、②行事主催者に賠償責任が問われた場合の補償に対する補償を行うものです。

事前の保険加入登録は不要で、事故が起きた際の活動内容で適用の可否を判断します。

1 対象となる活動

町内に活動拠点を置く、団体を構成する者の3分の2以上が町民で構成された継続的且つ計画的な公共的活動（営利目的があるもの、宗教に関連するもの、政治的意図のあるもの、学校教育業務、プロのスポーツ団体等は除く。）及びこれらのための準備活動を対象とします。

地域社会活動	自治会活動、地区協議会活動、防災・防犯活動、清掃活動、資源ごみの回収、リサイクル活動、草刈り、交通安全活動、まちづくり、研修会、募金活動、国際交流 等
青少年健全育成活動	子ども会、ボーイ・ガールスカウト、非行防止パトロール、地域の青少年団体等の指導育成指導 等
社会福祉活動	社会福祉施設援護活動（建物の修理、植樹等の手入れ、清掃、リハビリテーション訓練の手伝い、行事手伝い等）、在宅高齢者・障がい者等のホームヘルプ、ガイドヘルプ、手話通訳 等
生涯学習・スポーツ活動	スポーツ・レクレーション活動、文化活動、PTA活動（学校管理下中を除く） 等
町主催事業	町が主催する社会福祉活動、社会教育活動、生涯学習活動、町から依頼するボランティア活動 等

※コミュニティ保険の対象となる活動の例です。

事故が起きた際の活動内容で適用の可否を判断するため、例として記載されていても、対象にならないことがあります。詳しくは、お問い合わせください。

2 補償内容

傷害保険

コミュニティ活動中に、指導者や参加者自身が急激かつ偶然な外来の事故により死亡したり、後遺障害を被ったり、入院・通院治療を要するけがをしたりした場合に補償される保険です。

※ 熱中症等（熱射病、日射病、細菌性・ウイルス性食中毒）は、対象です。

※ 通常の合理的な経路による活動場所と自宅との往復途上も含まれます。

(1) 補償額

① 死亡補償金	1,000 万円
② 後遺障害補償金	最高 1,000 万円
③ 入院補償金	1 日 3,000 円 (180 日以内)
④ 通院補償金	1 日 2,000 円 (180 日以内で 90 日を限度)
⑤ 手術補償金	手術の種類に応じ入院日額の 10 倍～40 倍

(2) 補償金の内容

① 死亡補償金

死亡事故発生の日から 180 日以内にそのけががもとで死亡したとき。

② 後遺障害補償金

事故発生の日から 180 日以内にそのけががもとで後遺障害が生じたとき。

③ 入院補償金

生活機能又は業務能力の減失をきたしかつ入院して医師の治療を受けたとき、事故の日から 180 日を限度として支払われます。

④ 手術補償金

入院補償金が支払われる場合、そのけがの治療のため手術を受けたときは、入院補償金日額に手術の種類に応じて定めた倍率を乗じた額が支払われます。

⑤ 通院補償金

生活機能又は業務能力の減少をきたしかつ医師の治療を受けたときは、その通院日数に対し 90 日を限度として支払われます。

(3) 補償対象とならない事故の例

- ・指導者、活動者の故意若しくは重大な過失による事故
- ・戦争、変乱、暴動、自然災害等による事故
- ・指導者、活動者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為によるもの
- ・学校、幼稚園の管理下による生徒、児童の事故
- ・労災保険や公務災害補償の適用を受けるもの
- ・指導者、活動者の無資格運転や酒酔い運転 等

賠償責任保険

コミュニティ活動中の指導者等が、管理監督の不手際や指導・誘導のミス等によって第三者の生命・身体・財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負うとき、賠償額の範囲内で補償される保険です。

(1) 補償限度額

① 身体賠償	最高	1人	6,000万円	1事故	3億円
② 財物賠償	最高	1事故	300万円		
③ 受託物賠償	最高	1事故	300万円		

※ 1回の事故につき5,000円は、自己負担（免責）です。

(2) 補償金の内容

① 身体賠償

参加者やその他の第三者の身体に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合に補償されます。

② 財物賠償

参加者やその他の第三者の財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合に補償されます。

③ 保管者賠償

指導者等が参加者やその他の第三者からの預かり品や管理しているものを滅失・き損・汚損等により損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合に補償されます。

(3) 補償対象とならない事故の例

- ・指導者、活動者又はこれらの代理人の故意による事故
- ・学校、幼稚園の管理下による生徒、児童の事故
- ・戦争、変乱、暴動、労働争議、政治的社会的騒じょうによるもの
- ・地震、噴火、洪水、津波、高潮によるもの
- ・交通事故等車両の所有、使用、管理によるもの
- ・動物に起因するもの
- ・親族に対して負担する賠償責任
- ・施設の建設、改築、改造、修理等の工事に起因して負担する賠償責任 等

※ 交通事故について、傷害保険は対象となりますが、賠償責任保険は対象となりません。

3 もしも事故が起きてしまったら

コミュニティ活動中に事故が起きてしまったら、次のことを整理してください。

- ①いつ（日時） ②どこで（場所） ③だれが（加害者）
④だれを（被害者） ⑤どうして（事故状況） ⑥どうなったか（被害状況）

※ 物損事故の場合は現場写真（2～3枚）を残しておいてください。



事故発生日から 30 日以内に新宮町総務課へ「新宮町コミュニティ活動災害補償保険事故報告書」を提出してください。

※ 報告書は、町ホームページからダウンロードすることができます。
また、役場総務課及びそびあしんぐう社会教育課にもあります。



提出された書類に基づき、コミュニティ保険の対象となる事故かを町が審査します。



コミュニティ保険の対象となる事故として認定された場合、町が保険会社に連絡し、保険会社から請求者に補償金請求に必要な書類が郵送されます。
コミュニティ保険に該当しない場合は、町又は保険会社からその旨を連絡します。



賠償責任の場合は賠償義務を負った人が、傷害の場合はけがをした人（未成年者の場合は親権者）が、書類に必要事項を記入し、保険会社に返信してください。



請求金額が確定したら、町が保険会社に補償金の請求を行います。



保険会社が、請求者から指定された銀行口座に補償金を振り込みます。

4 注意事項

コミュニティ保険は、コミュニティ活動中の事故に対し、最低限の補償を行うものです。活動内容に応じ、コミュニティ保険の補償内容を確認の上、団体独自で他保険に加入することをおすすめします。



新宮町総務課（本庁舎2階^⑪番窓口）

TEL 092-963-1730

FAX 092-962-2078